

平成28年9月6日

「個人信託」の取扱いを開始しました!!

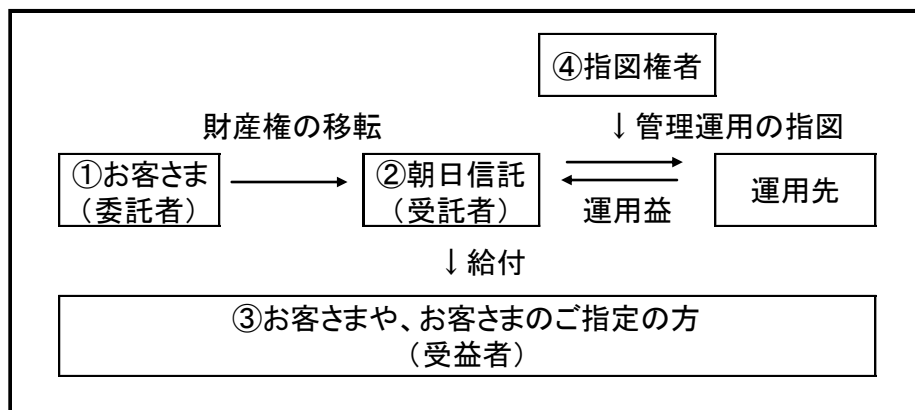
～株式会社朝日信託との信託契約代理業務に追加～

株式会社 千葉興業銀行（頭取 青柳 俊一）は、遺言信託等の相続関連業務で提携している株式会社朝日信託との信託契約代理業務に、個人信託の取扱いを追加しました。

「個人信託」とは、お客さまの大切な財産をお客さまのお考えどおりに管理・運用または承継・売却を行ったり、お客さまの相続発生後に残されたご家族のために、お客さまのお考えどおりの財産管理を行うことが可能となる信託商品です。

本商品の取扱いにより、特に事業承継・相続の分野においてお客さまの個別の実情を反映した対応が可能となります。

【個人信託のスキーム】



- ① 委託者 財産権を受託者である信託会社に引渡し、信託を設定する人です。
- ④の指図権者を置かない場合は、受託者に対し、信託財産の管理・処分を指示します。
- ② 受託者 委託者から信託を引受け、信託の目的にしたがって信託財産を管理・処分します。
- ③ 受益者 信託の利益を受ける権利を有する人です。
委託者が受益者になる場合も、委託者以外が受益者になる場合もあります。
- ④ 指図権者 委託者に代わって、受託者に対し信託財産の管理・処分を指示します。

【活用例】

- ・ 後継者がまだ若い、将来のために自社株式をしっかり管理したい
- ・ 遺言書に従わない財産の分割が起こらないか心配
- ・ 連続して発生する相続への対応
- ・ 認知症になった場合の財産の管理
- ・ 相続財産の売却防止
- ・ 遠方にある収益不動産の管理

オーダーメイドで信託機能を活用できますので、何なりとご相談ください。

当行は、これからも「コンサルティング・バンク確立」実現を目指し、地域のお客さまのより高度なご相談にお応えできるよう、コンサルティングサービスをさらに強化してまいります。

～参考～提携先について

会社名	株式会社 朝日信託
設立	平成17年2月
本店	東京都千代田区霞ヶ関3丁目2番5号 霞が関ビル19階
代表	代表取締役社長 蒲谷 博昭
資本金	380百万円
事業内容	信託業務、財産管理業務、遺言執行業務及び遺産整理業務、財産の承継等に関するプランニング業務、成年後見業務（任意後見業務及び法定後見業務）
提携開始日	平成26年10月29日

当行取扱店舗 （10ヵ店）	本店営業部、千葉支店、稲毛支店、船橋支店、勝田台支店、柏支店、 松戸支店、市川支店、浦安支店、東京支店
------------------	--

以上